

福島市告示第153号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項及び第49条の7第2項の規定において準用する第49条の6第1項に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を次のとおり指定を取消しましたので、同法第49条の6第2項及び第49条の7第2項において準用する第49条の6第2項の規定に基づき告示します。

令和7年5月9日

福島市長 木幡 浩

区分	施設名	所在地	取消し日
指定緊急避難場所 指定避難所	中央学習センター	福島市松木町 1-7	令和7年4月1日
指定避難所	市民会館	福島市霞町 1-52	令和7年4月1日